

国際教養大学無料職業紹介業務運営規程

平成 16 年 6 月 1 日
理事長 決定
規程 第 69 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき、学長が行う無料職業紹介事業（以下「職業紹介」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職業紹介の対象)

第 2 条 学長は、本学の学生及び本学を卒業又は修了した者（ただし、卒業又は修了後 1 年以内の者に限る。以下「学生等」という。）について、職業紹介を行う。

(業務担当者)

第 3 条 学長は、職業紹介に関する業務を担当する者（以下「業務担当者」という。）を、本学の教職員のうちから指名する。

(求人申し込み)

第 4 条 業務担当者は、求人申し込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申し込みの内容が法令に違反するとき、法令により明示が義務付けられている労働条件を明示しないとき、その申し込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるときは、その申し込みを受理しないことができる。

2 求人者は、求人申し込みに当たり、業務担当者に求人票（様式第 1 号）を提出するものとする。

(求職申し込み)

第 5 条 業務担当者は、学生等の求職申し込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申し込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

2 求職者は、求職申し込みに当たり、業務担当者に求職票（様式第 2 号）を提出するものとする。

(紹介の方法)

第 6 条 求職者に対する求人内容の周知は、第 4 条第 2 項の規定により提出のあった求人票の写しをキャリア開発センターにおいて閲覧に供することにより行う。

第 7 条 求職者を求人者に紹介する方法は、原則として紹介状（様式第 3 号）を交付することにより行う。

2 業務担当者は、職業紹介に当たって職業選択の自由の趣旨を尊重するとともに、求職者に対してはその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条

件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

3 業務担当者は、労働争議中の事業所に対して、当該争議が解決するまでの間、職業紹介をしてはならない。

4 第1項の規定により紹介を受けた者は、採否の結果を、速やかに業務担当者に報告しなければならない。

(均等待遇の保障)

第8条 業務担当者は、職業紹介に関し、公平を旨とし、優先的又は差別的な取扱いをしてはならない。

(秘密の厳守)

第9条 業務担当者は、職業紹介に関し知り得た求職者又は求人者の個人的な情報は、他に漏らしてはならない。

(職業紹介状況等の報告)

第10条 業務担当者は、その取扱いにかかる職業紹介の状況等について、職業安定行政機関からの指示に基づき、報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 職業紹介に係る求職者の個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱者(以下「取扱者」という。)は、事務局キャリア開発センター長とする。

2 取扱者は、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとし、学長は、取扱者が個人情報の適正管理に関して適切な教育訓練を受けられるよう配慮するものとする。

3 取扱者は、求職者本人から自己の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

また、これに基づき訂正の請求があった場合は、遅滞なく訂正を行うものとする。

4 取扱者は、求職者本人から自己の個人情報に関して苦情の申し出があった場合は、誠意をもって適切に処理するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、職業紹介に関する事項は、職業安定法関係法令によるものとする。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。